

平成29年度随時3級、基礎1級及び基礎2級技能検定の実施（平成29年3月1日静岡県公報号外第4号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月24日

静岡県知事 川勝平太

1の等級、実施職種、実施期日、手数料の表「等級」の欄中「随時3級、基礎1級及び基礎2級」を「随時3級及び基礎級」に改める。

1の等級、実施職種、実施期日、手数料の（注）「随時3級については、当該検定職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受検することができる。」を「随時3級については、当該検定職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。」に改める。

附則 この改正は、平成29年11月1日から施行する。